

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北谷町は、健康管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

沖縄県北谷町長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	北谷町では、予防接種法(昭和23年法律第68)、母子保健法(昭和40年法律第141号)および健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図り、あわせて町民の健康維持と生活習慣病予防を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務 ③健康増進法による健康増進事業に関する事務 ④子ども・子育て支援法による妊婦支援給付金の支給、妊婦等包括相談支援の実施に関する事務
③システムの名称	健康支援システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理住民情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①予防接種法に関する事務 番号9条第1項 別表の14、126の項 番号法第19条第6号(委託先への提供) ②母子保健法に関する事務 番号法第9条第1項 別表の70の項9条 ③健康増進法に関する事務 番号法第9条第1項 別表の111の項 ④子ども・子育て支援法に関する事務 番号法第9条第1項 別表の127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 実施する</div> <div style="text-align: right;">2) 実施しない</div> <div style="text-align: right;">3) 未定</div> [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ①予防接種法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25,27,28,29,153,154の項 ②母子保健法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の95,96の項 ③健康増進法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の139の項 ④子ども・子育て支援法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155の項 (情報提供の根拠) ①予防接種法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25,26,153,154の項 ②母子保健法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42,48, 71, 80, 95, 112, 125, 161の項 ③健康増進法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の139の項 ④子ども・子育て支援法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42,125,155,161の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 保健衛生課
②所属長の役職名	保健衛生課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 住民福祉部 保健衛生課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを原則としている。また、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしている。		
9. 監査			
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		

当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザー認証、アクセス権限の発効・失効等のアクセス権限の管理を行っていることから、アクセスのない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月29日	I 1 ②事務の概要	現代病予防	生活習慣病予防	事後	
平成28年4月1日	I 5 ②所属長	子ども家庭課長 西田 由紀	子ども家庭課長 与儀 司	事後	
平成28年9月30日	I 1 ②事務の概要	② 未熟児の訪問指導に関する事務	② 未熟児の訪問指導、養育医療に関する事務		
平成28年9月30日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)		
平成28年9月30日	I 4 ①実施の有無	未定	実施する		
平成28年9月30日	I 4 ②法令上の根拠	—	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条(特定個人情報の提供の制		
平成29年4月17日	I 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健衛生課長 伊波 興勇	保健衛生課長 金城 睦彦	事後	
平成29年7月18日	II 1 いつ時点の計数か	2015/4/1	2017/6/7	事後	
平成29年7月18日	II 2 いつ時点の計数か	2015/4/1	2017/6/7	事後	
平成30年10月1日	II 1 いつ時点の計数か	2017/6/7	2018/8/21	事後	
平成30年10月1日	II 2 いつ時点の計数か	2017/6/7	2018/8/21	事後	
令和1年6月17日	I 5 ②所属長の役職名	保健衛生課長 金城 睦彦、子ども家庭課長 与儀 司	保健衛生課長、子ども家庭課長	事後	
令和1年6月17日	II 1 いつ時点の計数か	2018/8/21	2019/4/26	事後	
令和1年6月17日	II 2 いつ時点の計数か	2018/8/21	2019/4/26	事後	
令和1年6月17日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	
令和2年6月1日	II 1 いつ時点の計数か	2019/4/26	2020/4/24	事後	
令和2年6月1日	II 2 いつ時点の計数か	2019/4/26	2020/4/24	事後	
令和2年6月1日	I 1 ②事務の概要	②母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届け出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届け出、未熟児の訪問指導、養育医療に関する事務	②母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務	事後	
令和2年6月1日	I 4 ②法令上の根拠	—	1. 番号法第19条第7号 別表第二(略)	事後	
令和2年6月1日	I 5 評価実施機関における担当部署 ①部署	住民福祉部 保健衛生課、住民福祉部 子ども家庭課	住民福祉部 保健衛生課	事後	
令和2年6月1日	I 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健衛生課長、子ども家庭課長	保健衛生課長	事後	
令和2年12月1日	II 1 いつ時点の計数か	2020/4/24	2020/9/4	事後	
令和2年12月1日	II 2 いつ時点の計数か	2020/4/24	2020/9/4	事後	
令和4年1月26日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号	番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号	事後	
令和4年1月26日	I 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年9月7日	I 4 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第二の16の2、17、18、19および70の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・別表第二省令第13、39条 (情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号 別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26、87の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項) 2. 別表第二省令第19、30、44条	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第二の16の2、17、18、19、70及び102の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・別表第二省令第13、39条 (情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号 別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26、87の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業に関する情報」が含まれる項(102の2の項) 2. 別表第二省令第19、30、44条、50条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月24日	I 1 ②事務の概要	北谷町では、予防接種法(昭和23年法律第68)、母子保健法(昭和40年法律第141号)および健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図り、あわせて町民の健康維持と生活習慣病予防を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務 ③健康増進法による健康増進事業に関する事務	北谷町では、予防接種法(昭和23年法律第68)、母子保健法(昭和40年法律第141号)および健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき公衆衛生の向上及び増進を行うとともに、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図り、あわせて町民の健康維持と生活習慣病予防を目的とした業務を行っている。具体的には、 ①予防接種法による予防接種の実施、給付の支給及び実費の徴収に関する事務 ②母子保健法による保健指導、健康診査、妊産婦の訪問指導又は母子健康包括支援センターが行う事業の実施に関する事務 ③健康増進法による健康増進事業に関する事務 ④子ども・子育て支援法による妊婦支援給付金の支給、妊婦等包括相談支援の実施に関する事務	事後	
令和8年2月24日	I 1 ③システムの名称	健康支援システム	健康支援システム、中間サーバー	事後	
令和8年2月24日	I 3 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用の範囲) 別表第一の10、49、76、14、70、111の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10、40、54条	①予防接種法に関する事務 番号9条第1項 別表の14、126の項 番号普第19条第6号(委託先への提供) ②母子保健法に関する事務 番号法第9条第1項 別表の70の項9条 ③健康増進法に関する事務 番号法第9条第1項 別表の111の項 ④子ども・子育て支援法に関する事務 番号法第9条第1項 別表の127の項	事後	
令和8年2月24日	I 4 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 1. 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 別表第二の16の2、17、18、19、70及び102の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号) ・別表第二省令第13、39条 (情報提供の根拠) 1. 番号法第19条第8号 別表第二 ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(16の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報」が含まれる項(26、87の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による健康診査に関する情報」が含まれる項(69の2の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業に関する情報」が含まれる項(102の2の項) 2. 別表第二省令第19、30、44条、50条	(情報照会の根拠) ①予防接種法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、27、28、29、153、154の項 ②母子保健法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の95、96の項 ③健康増進法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の139の項 ④子ども・子育て支援法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155の項 (情報提供の根拠) ①予防接種法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、26、153、154の項 ②母子保健法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、48、71、80、95、112、125、161の項 ③健康増進法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の139の項 ④子ども・子育て支援法に関する事務 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42、125、155、161の項	事後	
令和8年2月24日	I 7 請求先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地 北谷町役場 総務部 総務課	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 総務部 総務課	事後	
令和8年2月24日	I 8 連絡先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地 北谷町役場 住民福祉部 保健衛生課	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 住民福祉部 保健衛生課	事後	
令和8年2月24日	II 1 いつ時点の計数か	令和2年9月4日時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年2月24日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年9月4日時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年2月24日	IV 8 人手を介在させる作業	—	十分である	事後	
令和8年2月24日	IV 8 判断の根拠	—	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを原則としている。 また、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしている。		
令和8年2月24日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3)権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和8年2月24日	IV 11 当該対策は十分か	—	十分である	事後	
令和8年2月24日	IV 11 判断の根拠	—	ユーザー認証、アクセス権限の発効・失効等のアクセス権限の管理を行っていることから、アクセスのない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	